

役員及び評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人真昌会（以下「法人」という。）の理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員の報酬に関する事項を定める。

(理事会並びに評議員会への出席報酬)

第2条 役員が理事会に出席したとき、並びに評議員が評議員会に出席したとき、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事の報酬)

第3条 理事長が、理事会以外の日において、法人業務及び法人が実施する介護保険事業（以下「事業」という。）の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第4条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 監事が法人監査指導を行った場合は、別表3の監事監査指導報酬等により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

(適用除外)

第6条 事業の職員を兼務する役員には、この規程は適用しない。

(改正)

第7条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成26年9月3日から施行する。ただし、第1回理事会が開催された平成26年7月23日に遡及して適用する。

この規程は、平成29年1月23日の第11回理事会にて、一部改正され、即日より適用する。

別表 1 (第 2 条関係)

名称	報酬	実費弁償費
理事会並びに評議員 会出席報酬等	5,000円	5,000円

別表 2 (第 3 条関係)

名称	報酬	実費弁償費
理事長業務報酬等 (1日当り)	15,000円	5,000円
理事長業務報酬等 (ひと月に15日を超 える場合は一律)	290,000円	10,000円
理事業務報酬等	10,000円	5,000円

別表 3 (第 4 条関係)

名称	報酬	実費弁償費
報酬及び旅費	15,000円	5,000円
監事監査指導報酬等	30,000円	5,000円